

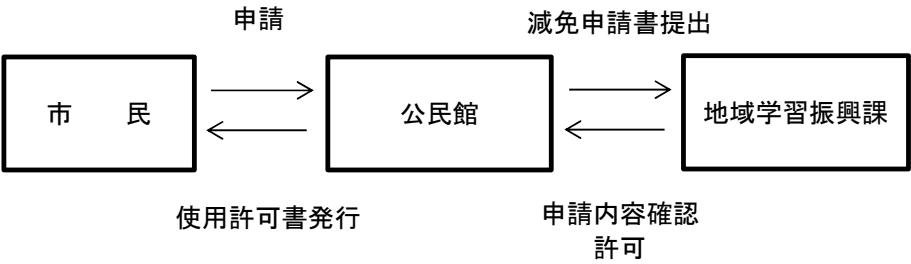
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	公民館の使用料の減免	
処 分 の 概 要	公民館の使用料の減免を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市公民館条例（平成16年条例第3号）	
条 項	第 8 条	
所 管 課	地域学習振興課	
経由機関での処理期間		即日
所管課での処理期間		即日～ 7 日
標 準 処 理 期 間		計 即日～ 7 日
審 査 基 準	松山市公民館条例施行規則第 1 3 条の各号に該当する場合に基づく利用を基準とする。	
【根拠法令等】 松山市公民館条例 （使用料の減免） 第 8 条 教育委員会は，公益その他特別の理由があると認めるときは，使用料を減免することができる。 松山市公民館条例施行規則 （使用料の減免） 第 1 3 条 条例第 8 条の規定により使用料を減免する場合及びその額は，次のとおりとする。 (1) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその事業に使用する場合 全額 (2) 市が主催し，又は経費の一部を負担して共催する事業に使用する場合 全額 (3) 公共団体，公共的団体又は社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 1 0 条に規定する社会教育関係団体が使用する場合 全額 (4) 1 8 歳未満の者を主たる構成員とする団体が学習活動に使用する場合 全額 (5) 結成 2 年以内の市民の団体が教育長が別に定める条件を満たすものが学習活動に使用する場合 半額 (6) 前各号に掲げるもののほか，教育長が特別の理由があると認めた場合 その都度教育長が定める額		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。